

国地契第16号
国官技第117号
国営整第89号
平成22年7月29日

総務部契約課長
各地方整備局企画部技術開発調整官
営繕部営繕調査官 あて

国土交通省大臣官房
地方課公共工事契約指導室長
技術調査課建設技術調整官
官庁営繕部整備課建築技術調整官

「建設コンサルタント業務等の入札・契約手続の運用について」の
一部改正について

電子入札システムにより建設コンサルタント業務等の調達手続を行う場合の、受注意思の確認に係る受発注者双方の事務負担の軽減及び建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準について、昭和54年建設省告示第1206号が廃止され、平成21年1月7日付け国土交通省告示第15号において定められたことを踏まえて、今般、「建設コンサルタント業務等の入札・契約手続の運用について」（平成12年12月6日付け建設省厚契発第43号、建設省技調発第191号、建設省営建発第70号）の一部を下記のとおり改正することとしたので、遺漏なきよう措置されたい。

記

記4(1)②及び記8(3)中、「昭和54年建設省告示1206号」を「平成21年国土交通省告示第15号」に改める。

記5に(3)として次のように加える。

(3) (1)及び(2)の手続（標準プロポーザル方式の場合にあつては、特定手続通達記2(2)の技術提案書の提出意思の確認を含む。）は、電子入札システムにより調達する場合には、「電子入札運用基準について」（平成15年3月31日付け国地契第113号、国官技第368号、国営計第194号。以下「運用基準」という。）8-5に定める業者からのICカードの指定に係る手続をもって、これに代えることができる。ただし標準プロポーザル方式の場合にあつては、運用基

準 8－5 の手続において、随意契約の相手方として決定されるまでは参加辞退ができること及び参加辞退を理由として以後の選定等については不利益な取扱いとしないことを明示すること。

別紙 6－3 「標準プロポーザル方式の技術提案書提出要請書例（建築関係建設コンサルタント業務の場合）」の「〇〇〇〇設計業務技術提案書提出要請書」1. 3) 注※3 中の表を次のように改める。

分担業務分野	業務内容
建 築	平成21年国土交通省告示第15号別添一第1項第一号及び第二号において示される「設計の種類」における「総合」
構 造	同上「構造」
電 気	同上「設備」のうち、「電気設備」に係るもの
機 械	同上「設備」のうち、「給排水衛生設備」、「空調換気設備」及び「昇降機等」に係るもの

別紙 7－3 「公募型及び簡易公募型プロポーザル方式の説明書例（建築関係建設コンサルタント業務の場合）」の「〇〇〇〇設計業務説明書」1. 3) 注※3 中の表を次のように改める。

分担業務分野	業務内容
建 築	平成21年国土交通省告示第15号別添一第1項第一号及び第二号において示される「設計の種類」における「総合」
構 造	同上「構造」
電 気	同上「設備」のうち、「電気設備」に係るもの
機 械	同上「設備」のうち、「給排水衛生設備」、「空調換気設備」及び「昇降機等」に係るもの

附 則

この通知は、平成22年7月30日から施行する。